

改善報告書

令和4年7月28日

1. 大学名：湘南医療大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-2

○法人の理事長が、医療法人の理事長を兼務しているため、大学等の健康診断を該当する医療法人に委託することは利益相反取引に該当し、改正私立学校法に基づき、理事会の事前承認を受けるよう、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目5-2について

「改善を要する」として、指摘を受けた令和3（2021）年度における大学等の健康診断を本法人の理事長が理事長を兼務する医療法人に委託する旨は、令和3（2021）年12月15日の理事会において審議の上、事後承認を受けたことから、理事会の機能は改善されたと考える。

また、令和4（2022）年度も、引き続き、本学校法人の理事長が、医療法人の理事長を兼務するため、令和4（2022）年3月23日の理事会において、令和4（2022）年度の本学校法人の教職員並びに学生の健康診断に関し、当該取引が本学校法人への損害や、不利益を生じさせないものであることの説明並びに審議を行い、事前に承認を受けたことから、理事会の機能は適切であると考えており、改善したと判断している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目5-2の資料

・令和4（2022）年3月23日実施理事会議事録（写し）